

福祉サービスの紹介 その2 ～介護保険のサービス～

要介護認定の申請を行い、介護認定審査会での審査の結果、要介護状態の区分が決定し、通知されます。区分によって利用できるサービスの種類や手続きが違います。

	区分	在宅サービス	施設サービス
利用できるサービス	要介護 1～5	訪問介護(ヘルパー) 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 訪問看護	通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション 福祉用具貸与
	要支援 1・2	介護予防訪問介護(ヘルパー) 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防通所介護(デイサービス) 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与	特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護療養型医療施設(療養病床など)
	非該当	地域包括支援センターに相談	介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
サービスの利用の仕方	要介護 1～5の方	①在宅でサービスを利用したい 居宅介護支援事業所にケアプランの作成を申し込み、事業所のケアマネジャーがサービスの利用を調整した後、利用するサービスの事業者と契約し、サービスの利用が開始します。 ②施設に入所したい 入所を希望する施設に、直接申し込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。	
	要支援 1・2の方	地域包括支援センターに連絡し、担当者が本人や家族と面接して介護予防プランを作成し、介護予防サービス利用までの調整をします。	

※利用するサービスの種類や回数は、本人・家族の希望を踏まえて、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員と相談しながら決めます。

問い合わせ 太平地域包括支援センター 電話(25)1135 滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562
南姫地域包括支援センター 電話(20)2021 多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

6月の相談日 ひろくで悩まないで相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
民生委員の気軽に相談 ☎	6日・20日(月)	午後1時～午後3時	多治見市総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115
税務相談	1日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
法律相談 (予約制)	15日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	【予約受付日】8日(水) 午前8時30分～			
障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
ひとり親家庭相談	15日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
高齢者就業相談	10日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
結婚相談	12・26日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所くらし人権課

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は利用料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター

場所 多治見市総合福祉センター1階 電話(23)6332 <担当>松井

出張相談日 [日時] 6月16日(木) 午後1時30分～午後4時 [場所] ふれあいセンター姫 大針町字台80-2